

九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 九州佐賀国際空港活性化推進協議会会長（以下「会長」という。）は、青少年の九州佐賀国際空港利用促進を図り、もって将来の交流促進に資するため、九州佐賀国際空港発着便を利用して旅行・集団宿泊的行事を実施する学校に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、学校が主催する旅行・集団宿泊的行事をいい、九州佐賀国際空港発着便を利用するものとする。羽田空港から出発できる圏域については佐賀県内の観光地1箇所以上に立ち寄ることを条件とする。

2 対象の期間は、毎年度4月1日から3月31日までの間に遂行される旅行とする。

3 補助金の交付対象となる学校は、学校教育法に規定される学校のうち小学校、中学校、高等学校、特別支援諸学校、高等専門学校及び同法に規定される専修学校（以下「対象事業者」）とする。

(交付対象経費)

第3条 旅行に係る航空運賃及びバス借上費用の一部とする。

なお、貸切バスに対する助成金について、九州佐賀国際空港から出発できる圏域においては、学校と九州佐賀国際空港間を移動するために利用する貸切バス費用の一部とする。

また、羽田空港から出発できる圏域においては、往路において別表に指定する便を利用する際の学校から空港までの移動、及び九州佐賀国際空港到着後視察先への移動、並びに視察先から九州佐賀国際空港への移動のために利用する貸切バス費用の合算の一部とする。

(補助金額)

第4条 補助金の交付金額は、協議会総会で承認を受けた額とし、別紙のとおりとする。

(対象承認申請)

第5条 対象事業者は、対象事業を実施する2開庁日前までに、対象承認申請書（様式第1号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の対象承認申請書には、次の各号に掲げる添付書類を添付しなければならない。

（1）行程表

（2）団体予約確認書（団体予約の場合のみ）

（3）その他会長が必要と認めるもの

3 会長は、前項により申請された事業を対象事業と認めたときは、対象認定書（様式第2号）によりその旨を通知する。

(交付申請)

第6条 対象事業者は、対象事業の実施後、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

- 2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる添付書類を添付しなければならない。
- (1) 旅行日程表
 - (2) 団体搭乗確認明細書（写し可）
 - (3) 対象経費が確認できる請求書、領収書等の写し（必要に応じて）
 - (4) その他会長が必要と認めるもの
- 3 前2項の交付申請書提出期限は、修学旅行終了後から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付に係る年度の3月31日のいずれか早い日までとする。
- 4 本補助金の交付申請が到達してから交付決定するまでに通常要すべき標準的な期間は、適正な申請書の提出を受けた日の翌日から起算して60日とする。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱の規定に従うこと
- (2) 対象事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

（交付請求）

第8条 対象事業者は、補助金の交付請求を、第4条による交付申請書に対して会長が補助金の交付決定及び額の確定を通知した後、補助金交付請求書（様式第4号）により行うものとする。

（状況報告及び調査）

第9条 会長は、必要に応じて対象事業者から対象事業について報告を求め、又は調査することができる。

（交付決定の取り消し）

第10条 会長は、対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請をおこなった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

（補助金の返還）

第11条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を請求するものとする。

- 2 前項の請求を受けた対象事業者は、会長が指定する期日までに、遅延なく補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年5月19日から施行する。

別紙 1（第 3 条関係）

【九州佐賀国際空港から出発できる圏域】

補助金額

	区 分	補助金額
航空運賃	片道利用	生徒 1 名あたり 1, 0 0 0 円 (1 校当たり上限 1 5 0, 0 0 0 円)
	往復利用	生徒 1 名あたり 2, 0 0 0 円 (1 校当たり上限 3 0 0, 0 0 0 円)
貸切バス費用 (第 3 条第 1 項の要件に該当する場合)		バスの借上にかかる費用の 2 分の 1 (1 0 名以上での利用に限る、上限 1 0 0, 0 0 0 円)

【羽田空港から出発できる圏域】

補助金額

	区 分	補助金額
航空運賃	片道利用	生徒 1 名あたり 1, 0 0 0 円 ※ 4 5 1 便利用は生徒 1 名あたり 2, 0 0 0 円 (1 校当たり上限 1 5 0, 0 0 0 円。※ 4 5 1 便利用は 1 校当たり上限 3 0 0, 0 0 0 円)
	往復利用	それぞれの便の交付金額の合算額
貸切バス費用 (第 3 条第 1 項の要件に該当する場合)		バスの借上にかかる費用の 2 分の 1 (1 0 名以上での利用に限る、上限 1 0 0, 0 0 0 円) ※ 往路における、学校から空港までの移動は 4 5 1 便 利用に限る。